

基本目標 8 環境にやさしく，自然と共生するために

施策 26 地球環境の保全

対象	市民，事業者	意図	環境に負荷を与える活動を抑制する
施策の方向	地球環境保全に係る情報提供及び学習の充実を図るとともに，省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの利用拡大を推進し，環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指します。		
基本的取組の体系	26-1	地球環境保全意識の啓発	
	26-2	地球環境保全行動の推進	

地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり，温室効果ガス排出量を削減することは，人類共通の課題となっています。

平成 25 年 11 月に開催された「機構変動枠組条約締約国会議（COP19）※」において，現時点での目標として，日本は温室効果ガス排出量を平成 32 年までに，平成 17 年比 3.8%削減することを表明しました。

平成 22 年度から，エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）によりエネルギー使用の合理化がすべての公共施設に対して求められるとともに，都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）により温室効果ガスの総量削減義務が一部公共施設に対して課されました。

※1992 年，大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され，世界は地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意した。同条約に基づき，国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が 1995 年から毎年開催されている。日本からは全ての COP に環境大臣が出席している。

26-1 地球環境保全意識の啓発

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●環境情報の提供と地球環境保全意識の啓発	環境学習事業及び多摩川自然情報館で学習した延べ人数	9,919 人	11,000 人
●環境学習の充実		(H23)	(H30)

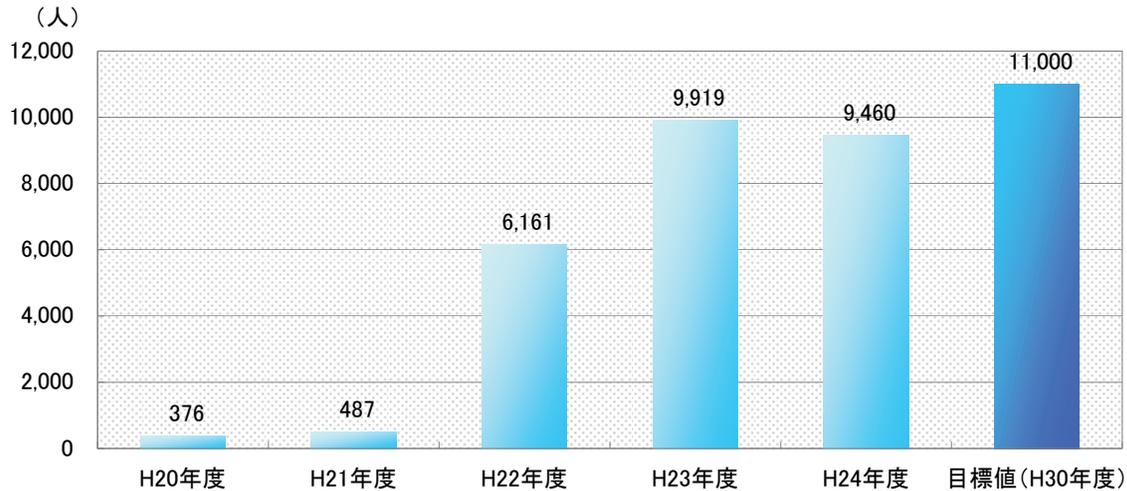
環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働がますます重要になっていることを受け，平成 24 年に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」が施行されました。これにより，地方公共団体には環境教育，協働取組等に係る行動計画等作成の努力義務が課せられました。

調布市では，平成 22 年度に開館した多摩川自然情報館での展示・イベントや情報提供など，子どもから大人まで，幅広い世代を対象にした環境学習事業を実施しています。

今後は，これらの学習事業や情報提供を充実するとともに，環境学習の効果をより高めていくため，学校との連携や，平成 24 年度からスタートしたボランティア解説員の人材育成に努めていくことが必要です。

◆【まちづくり指標】環境学習事業及び多摩川自然情報館で学習した延べ人数

平成 22 年度の多摩川自然情報館の開館以降、環境教育の機会が増加しています



資料：環境政策課

Column

【国】「環境保全活動・環境教育推進法」を「環境教育等促進法」へ改正（平成 24 年施行）

・環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働がますます重要になっていること、国連「持続可能な開発のための教育の 10 年」の動きや、学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、自然との共生の哲学を活かし人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させるため、法改正を実施

<改正の考え方>

1.基本理念等の充実	4.環境教育等の基盤強化等
2.地方自治体による推進枠組の具体化	5.自然体験等の機会の場の提供の仕組み導入
3.学校教育における環境教育の充実	6.環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進

26-2 地球環境保全行動の推進

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策の推進 ●環境保全行動に率先して取り組む人材の育成 ●市民・事業者との連携・協働による取組の推進 	公共施設における温室効果ガス総排出量	[基準値] 13,779 t-CO ² (H21)	13,090 t-CO ² (H27)

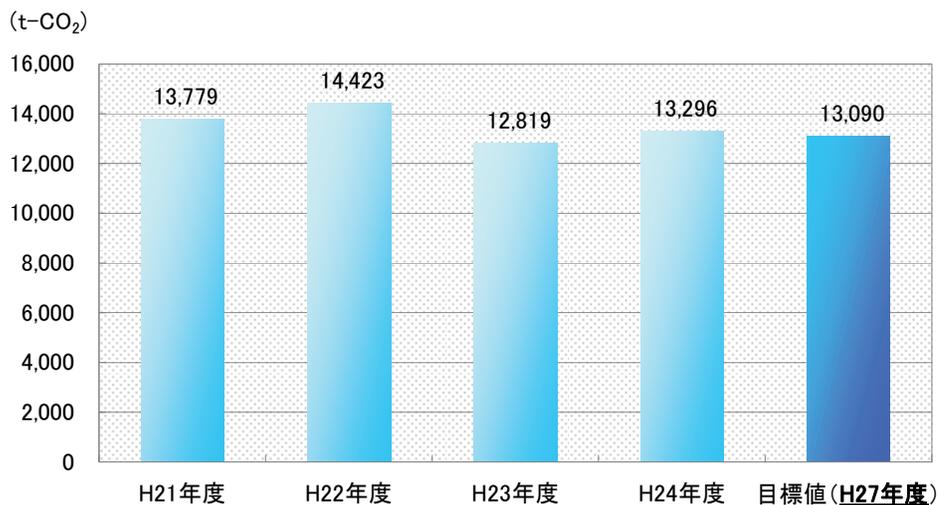
国では、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、一定価格で電気事業者が買い取ることを義務付けた「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を平成24年7月から開始しています。

今後も市民・事業者・市などによる節電の取組を継続するとともに、調布市においても、国や東京都の動向を踏まえながら、街づくり分野や防災分野などとも一体となって再生可能エネルギーや省エネルギーの更なる普及拡大を積極的に推進していく必要があります。

調布市では、市の現状と地域特性を踏まえ、平成22年3月に、調布市地球温暖化対策実行計画※（区域施策編）を、平成23年3月に、調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、温室効果ガスの総排出量の削減を目指しています。このためには、市民・事業者・市など地域社会を構成する各主体がそれぞれの責任と役割分担のもと、温室効果ガスの削減に向けた取組を総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

◆【まちづくり指標】公共施設における温室効果ガス総排出量

平成23年度以降、目標値である13,000t-CO₂前後で推移しています

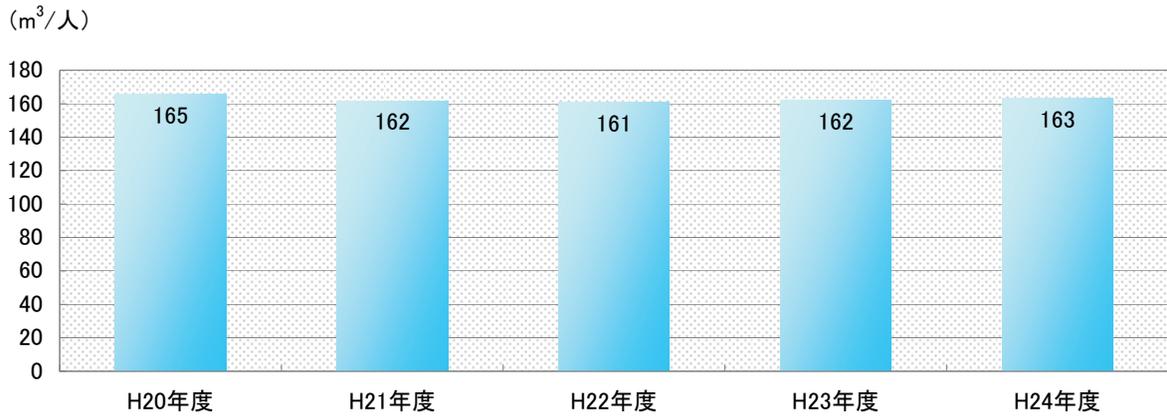


資料：環境政策課ホームページ「調布市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)における実績」

※調布市地球温暖化対策実行計画：市の現状と地域特性を踏まえ、市民・事業者・市等の各主体が、各々の役割に応じた取組を、総合的かつ計画的に推進していくことで、市域から排出される温室効果ガスを削減することを目的としている計画。市民・事業者・市を対象とする区域施策編と、調布市（役所）の事務事業を対象とする事務事業編がある。

◆市民1人当たり家庭用都市ガス使用量

平成20年度以降横ばいで推移し、ガスの利用は減少していません



資料：環境政策課

※家庭用都市ガス販売量を各年度4月1日人口数値で除して算出

施策 27 水と緑による快適空間づくり

対象	自然, 市民	意図	自然が保全・創出される 自然との共生が図られる
施策の方向	人と自然との共生を目指すために、湧水、公園、崖線、里山などの水辺や緑地を保全し、連続性のある自然動植物の生息空間と緑豊かな美しい街並み・景観を形成する快適な空間づくりに取り組みます。		
基本的取組の体系	27-1	水と緑の保全	
	27-2	水と緑の創出	
	27-3	深大寺・佐須地域環境資源保全・活用の推進	

東京都では、平成 22 年 5 月に、市区町村と合同で「緑確保の総合的な方針」を策定し、都市の中に残された樹林地や農地などの既存の緑が減少している状況を自治体共通の重要な課題と捉え、減少傾向にある民有地の既存の緑を計画的に確保することとしています。

調布市では、平成 23 年 3 月に、緑の将来のあるべき姿と、それを実現するための施策を示した調布市緑の基本計画を改定し、緑のまちづくりを進めています。

貴重な地域の財産である水と緑を、将来世代に継承するため、多様な主体との連携・協働による取組を積極的に推進する必要があります。また自然との共生を推進するため、生物多様性に配慮した水辺環境や公園・緑地等の整備や保全をする必要があります。

27-1 水と緑の保全

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値 (年度)	目標値 (年度)
<ul style="list-style-type: none"> ●身近な水辺と崖線樹林地・里山の一体的な保全・活用 ●緑の保全に向けた制度の活用 ●公園・緑地等の公有化への対応 ●市民による緑の保全の促進 ●公園施設長寿命化計画の推進 	公共が保全する緑*の面積	143.91ha (H23)	147ha (H30)

調布市には、屋敷林や平地林などの立体的みどり、田畑や草地などの平面的みどり、さらに多摩川をはじめとする水面などがあり、市域全体のみどり率*は 36.0%となっています。みどり率については、田畑等の減少により、平成 16 年の 37.8%から若干減少しています。市では崖線緑地の取得などを通して、市内の緑の保全に努めていますが、民有地などでは担い手の減少や開発等により緑の維持が困難となる場合もあることから、所有者との協力や地域との協働により保全を進めていく必要があります。

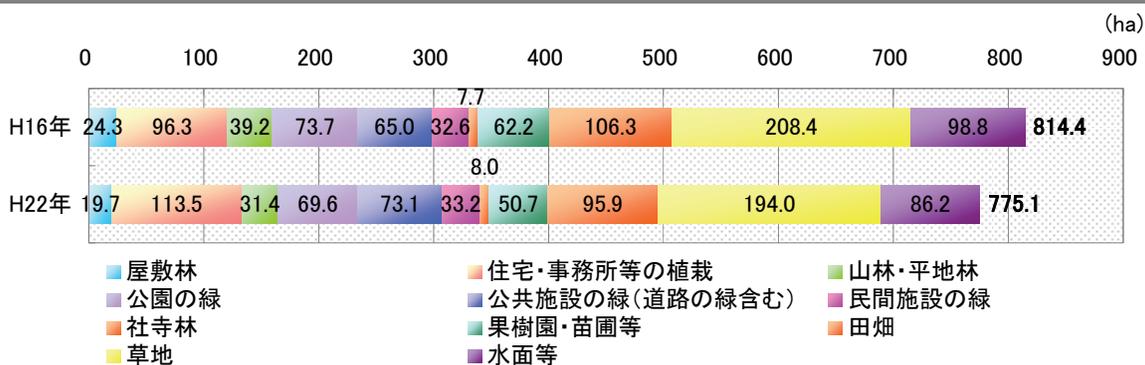
市内には、都立神代植物公園や都立野川公園、多摩川緑地など、緑の多い大規模の公園や中小規模の公園が配置され、多くの人に利用されています。既存の公園の中には、供用開始後、相当の年数が経過し、施設や設備が老朽化しているものもあり、これら施設・設備を計画的に更新していく必要があります。

※公共が保全する緑：市や都が管理する公遊園・緑地・緑道・崖線樹林地及び民間が所有する緑地に対し市が補助している保全地区を対象とする。

※みどり率：ある地域における公園、街路樹、樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、河川、水路、湖沼などの面積がその地域全体の面積に占める割合

◆みどり率対象地の面積

田畑や果樹園・苗圃等の減少が進み、平成16年から平成22年にかけて、みどり率対象面積は39.2ha減少しましたが、公共のみどり率対象面積*は4.0ha増加しました

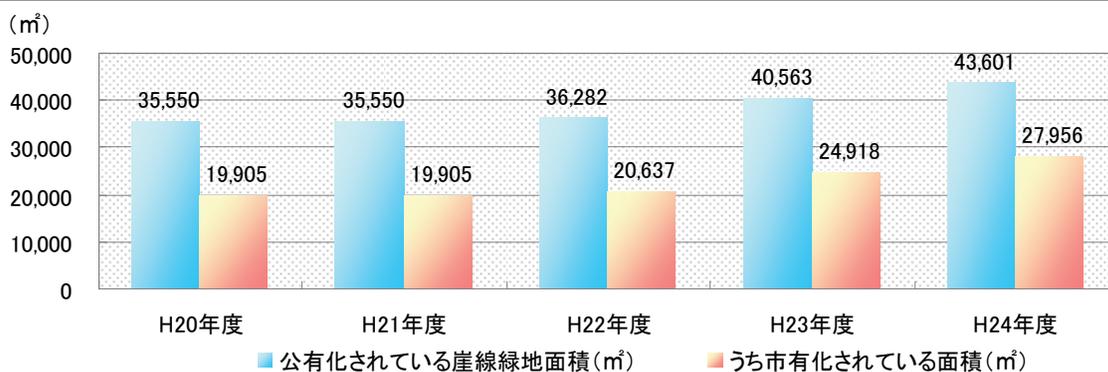


資料：調布市緑の基本計画

※公共のみどり率対象面積：公園の緑と、公共施設の緑（道路の緑含む）の合計

◆公有化されている崖線緑地面積

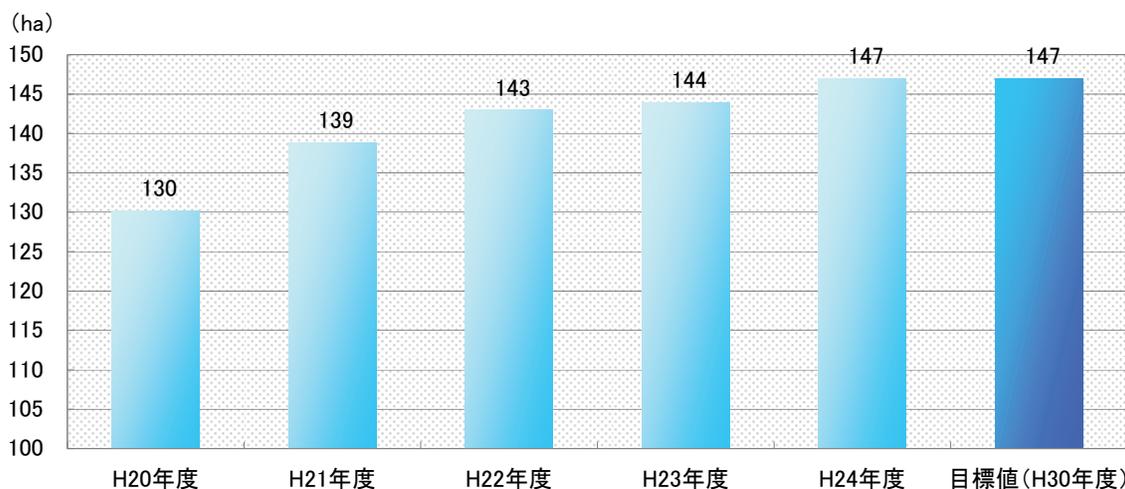
用地取得により、4年間で市有の崖線緑地を4割拡大しています



資料：緑と公園課

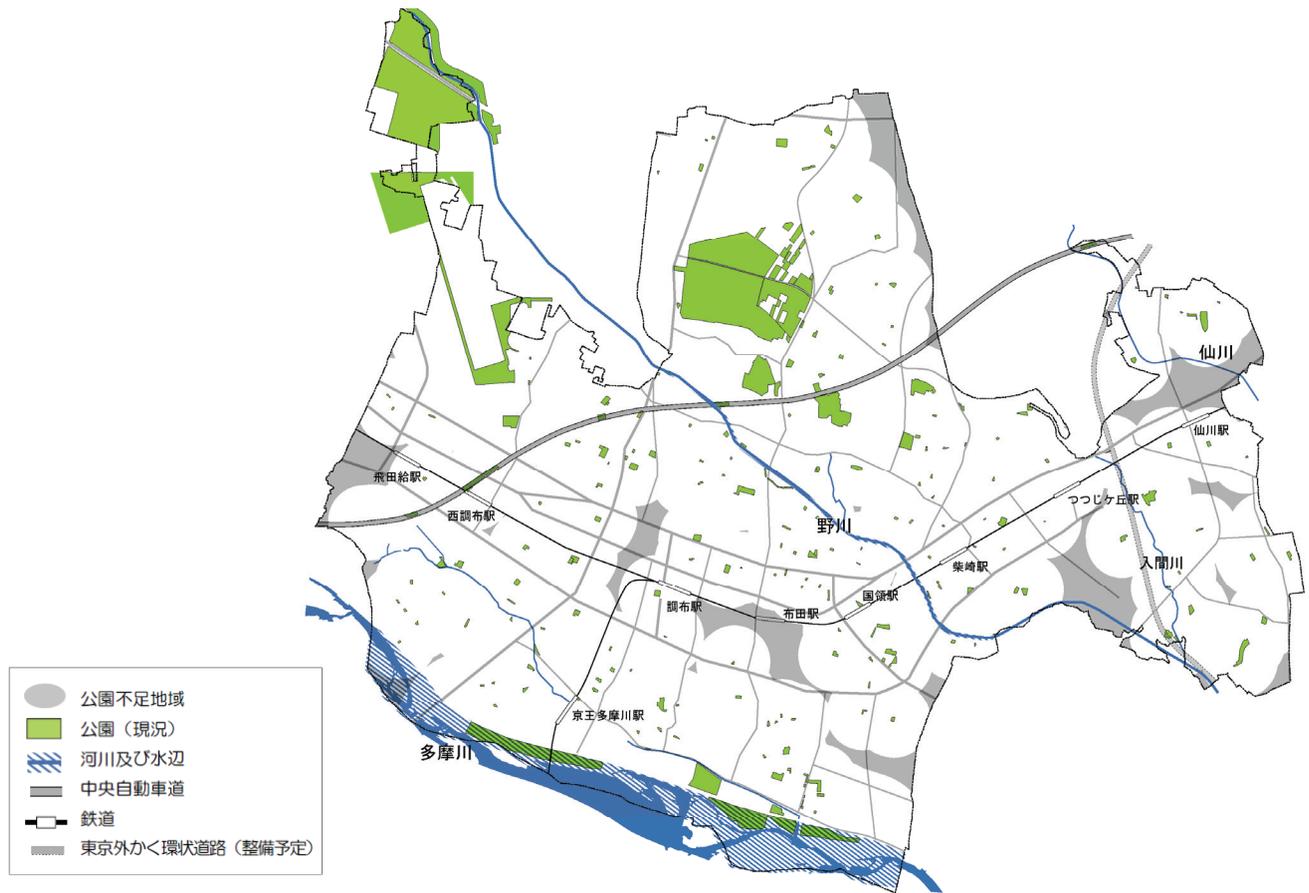
◆【まちづくり指標】公共が保全する緑の面積

都立公園の整備が進んだことで、市内の緑が4年間で17ha増加しました



資料：緑と公園課

◆公園不足地域の分布状況



資料：庭園のまち調布 調布市緑の基本計画改訂版（平成 23 年 3 月）

Column

【都】緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～（平成 24 年 5 月）

・生物多様性の危機を背景に、緑施策のこれまでの取組と、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性を取りまとめた戦略

<将来像>

- ・四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。
- ・豊かな緑が、人々にうおいやすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。
- ・東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。

<平成 32 年までの目標>

- ・東京に残された貴重な緑である農地や森林などが保全されている。
- ・生態系に配慮した緑の確保や外来種対策等が講じられ、希少種等の保全が進んでいる。
- ・水質改善の取組が進み、川や海などの水辺空間が、都民により一層身近なものとなっている。
- ・2016 年までの 10 年間で 1,000ha の新たな緑が創出されるとともに、2020 年までに新たに都市公園等 433ha の整備が進むなど、緑あふれる都市東京が実現している。
- ・荒川から石神井川、調布保谷線を通じて多摩川へとつながる直径 30km の緑のリングが形成されるなど、公園や緑地を街路樹や緑化された河川で結ぶ「グリーンロード・ネットワーク」が充実している。
- ・都民、企業、NPO など、あらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。
- ・緑のムーブメントが定着し、都民、企業等による主体的な緑化や保全活動が活性化している。

27-2 水と緑の創出

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値(年度)	目標値(年度)
●公園・緑地等の整備 ●緑化活動へつなげる支援・制度の充実 ●水辺環境の整備促進	市民一人当たりの公園面積	5.66㎡ (H23)	5.66㎡以上 (H30)

東京都では、水と緑のネットワークの形成を図るとともに、首都東京の防災機能を強化するため、平成23年に都と区市町が共同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)※」において神代公園を優先整備区域に指定し、整備を進めています。

平成24年4月1日現在、市民一人当たりの公園面積は5.78㎡となっています。調布市緑の基本計画では、市立公園の新設、都立公園の整備の要請、既存市立公園の公有化を進め、平成32年に市民一人当たり面積5.50㎡の確保を目標としています。

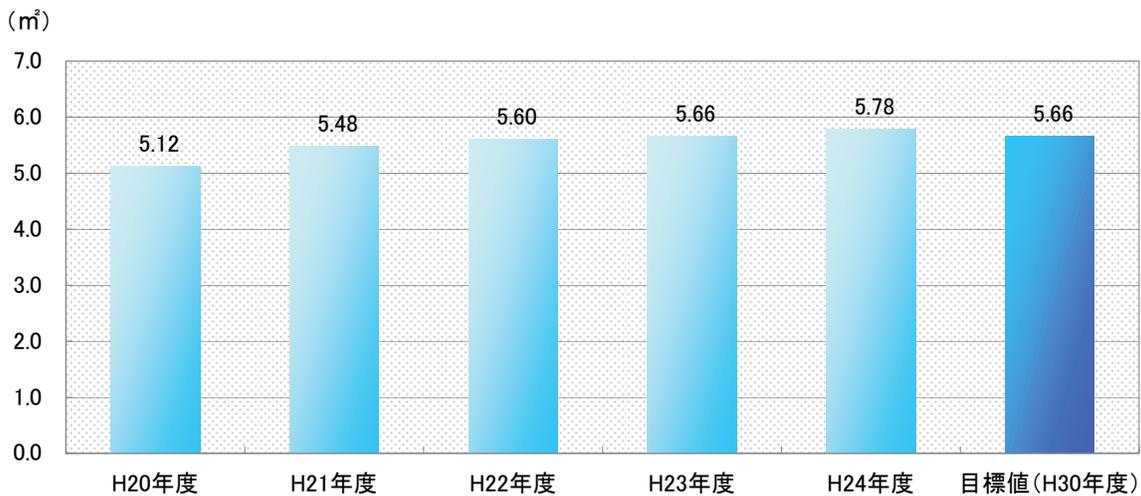
地域のニーズや特色、他の緑地とのネットワーク化なども考慮し、地区計画などの街づくりと一体となった新たな公園の整備を計画的に推進する必要があります。

公共施設での緑化や住宅地などの民有地における花いっぱい運動の推進、新設した生垣に対する補助など、様々な主体で緑化につながる活動を推進していく必要があります。

※都市計画公園・緑地の整備方針：東京都と区市町が、平成18年に策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」を、事業進捗や社会情勢の変化に対応し、既定計画の充実を図りながら、防災の視点を重視した整備方針として平成23年に改定したもの。改定にあたり、水と緑のネットワークの形成を図るとともに、首都東京の防災機能の強化を目指し、都区市町全体で154か所、433ヘクタールの優先整備区域を設定。さらに、民間の力を活用しまちづくりと公園・緑地の整備を両立する新たな仕組みを創設していくこととしている。

◆【まちづくり指標】市民一人当たりの公園面積

公園の整備が進み、人口が増加する中でも一人当たりの公園面積は増加しました



資料：緑と公園課

27-3 深大寺・佐須地域環境資源保全・活用の推進

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●深大寺・佐須地域環境資源保全・活用の推進	区域での環境学習等の延べ参加人数※	7,015人 (H23)	45,000人 (6か年累計) (H25~30)

深大寺・佐須地域は、国分寺崖線の緑や湧水、さらに比較的まとまった都市農地や用水路などがあり、都心に近い地域ながらも里山風景を残した地域となっており、その保全・回復が求められています。

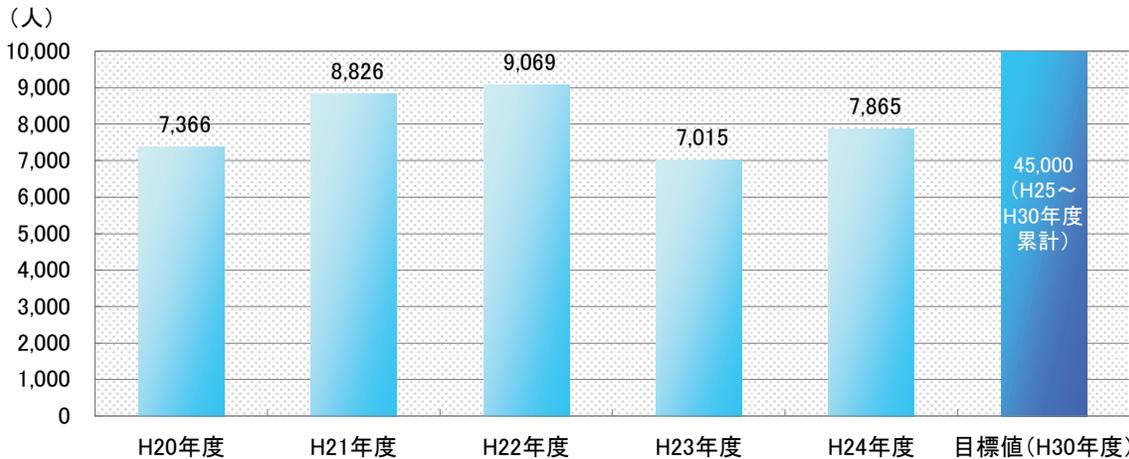
調布市では平成20年度に「調布市深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本構想」を策定し、地域の環境資源を一体的に保全・活用し、その豊かさを人々が共有できる「深大寺・佐須ふれあいの里」を目指すこととしています。また、同構想を受け、平成25年度策定の「深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画」に基づき、地域の環境資源の保全・活用に向け取組を進めることとしています。

今後は、東京都の事業である「農業・農地を活かしたまちづくり事業」なども活用し、同地域において、営農支援につながる事業や、農業・農地の多面的機能を生かす取組を進める必要があります。

※環境モニター、雑木林塾、こどもエコクラブ、都立農業高校神代農場公開講座、環境学習公開講座の参加人数、野草園の来場者数

◆【まちづくり指標】区域での環境学習等の延べ参加人数

毎年7,000～9,000人程度が参加しています



資料：環境政策課

◆深大寺・佐須地域の土地利用の現状



資料：調布市深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画

施策 28 ごみの減量と適正処理

対象	市民, 事業者	意図	資源循環型社会の形成に向け, 3Rを推進する
施策の方向	広報, 啓発活動や支援事業の充実により, 市民・事業者による3R(リデュース=ごみの発生抑制, リユース=再利用, リサイクル=再資源化)の取組を推進します。また, ごみの安定処理と適正処理に努め, 資源循環型社会を目指します。		
基本的取組の体系	28-1	3R 推進によるごみの減量	
	28-2	ごみの安定処理	
	28-3	ごみの適正処理	

国では平成12年以降, 容器包装, 家電, 食品, 建設, 自動車, 小型家電において個別にリサイクル法を施行するほか, 環境に優しい物品購入の支援などにより, 廃棄物の減少やリサイクル実施のための体制を構築しています。

都では, 循環型社会形成のための基本計画として東京都廃棄物処理計画*を策定しており, 平成27年度までに最終処分量を125万トン(平成19年度比30%減)とすることを目標としています。

調布市では, 平成25年に一般廃棄物処理基本計画を策定し, 平成34年度までに市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量380g/人日, 家庭系ごみ資源化率45%, 総資源化率47%, 最終処分量ゼロにすることを目標に掲げ, ごみの発生抑制に取り組んでいます。

*東京都廃棄物処理計画: 廃棄物処理法の規定に基づいて策定する計画, かつ東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画であり, 都の廃棄物行政の基本的な方向を示すもの。平成13年度に, 一般廃棄物と産業廃棄物を合わせた計画として初めて策定され, 現在の計画期間は平成23年度~平成27年度。

28-1 3R 推進によるごみの減量

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値(年度)	目標値(年度)
●ごみ減量・分別の意識啓発の推進	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	394g (H23)	385g (H30)
●ごみの資源化の推進			
●市民・事業者による自主的な3Rの取組に対する支援			
●ごみ処理計画の推進			

調布市は, 市民・事業者の方々のごみ減量・資源化への高い関心と協力に支えられ, 全国の同規模自治体の中で, 平成16年度以降, 8年連続でトップ3のリサイクル率を記録しています。

平成24年度の総ごみ量は約6万トンで, 平成18年度に比べ, 1万トン以上の減量となっています。また, 市民1人1日当たりのごみ量も739.2グラムと, 平成18年度に比べ, 180グラム以上の減量を達成しています。

しかし, 近年は減量ペースが鈍化してきており, 平成24年度は, 平成18年度以降初めてごみ量が増加に転じました。今後の人口増でごみの総排出量がさらに増加することも懸念されます。

新ごみ処理施設(クリーンプラザふじみ)の環境学習機能を活用するなど, ごみ減量, 分別の意識啓発を強化するとともに, 市民, 事業者の方々との協働により, 3Rの取組をより一層推進する必要があります。

◆ごみ排出量・リサイクル率全国順位

リサイクル率において、調布市は平成 22, 23 年度に全国 3 位となりました

1 人 1 日 当 た り の ご み 排 出 量 (少 ない 順) 上 位 3 市 町 村				リ サ イ ク ル 率 上 位 3 市 町 村				
H22 年 度		H23 年 度		H22 年 度		H23 年 度		
1 位	掛 川 市 (静 岡 県)	642.5g/人 日	掛 川 市	653.7g/人 日	倉 敷 市 (岡 山 県)	47.8%	小 金 井 市	47.9%
2 位	小 金 井 市	667.8g/人 日	小 金 井 市	659.7g/人 日	鎌 倉 市 (神 奈 川 県)	46.5%	鎌 倉 市	47.6%
3 位	佐 久 市 (長 野 県)	689.7g/人 日	佐 久 市	691.9g/人 日	調 布 市	46.2%	調 布 市	46.0%

資料：環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成 23 年度）について」
 ※人口 10 万人以上 50 万人未満の自治体を対象。

◆【まちづくり指標】市民 1 人 1 日 当 た り の 家 庭 系 ご み 排 出 量

平成 21 年 度 以 降 は 横 ば い で 推 移 し て い ま す



資料：調布市一般廃棄物処理基本計画（平成 25 年度～平成 34 年度）

◆市民 1 人 1 日 当 た り ご み 排 出 量 * (平 成 24 年 度 近 隣 自 治 体 比 較)

近 隣 自 治 体 の 中 で は 日 野 市 , 府 中 市 , 狛 江 市 に 次 い で 4 番 目 に 少 な く , 他 市 の 取 組 の 分 析 等 で さ ら な る 減 量 の 推 進 に つ な げ て い く こ と が 期 待 さ れ ま す

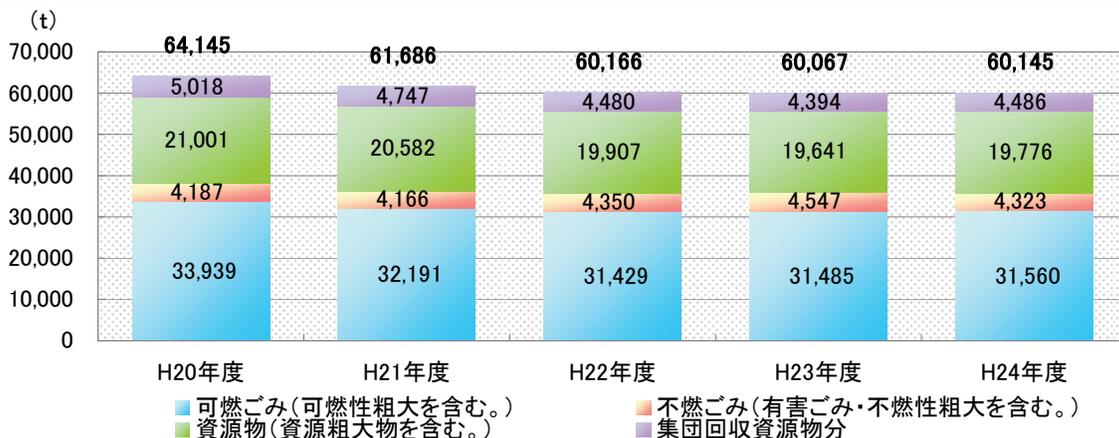


資料：公益財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査（平成 24 年度統計）」

※市民 1 人 1 日 当 た り ご み 排 出 量 は , 総 ご み 量 と 集 団 回 収 量 の 合 計 を 人 口 で 除 し た も の

◆ごみ収集量の推移

平成 23 年度まで減少が続いていましたが、平成 24 年度は増加に転じました



資料：調布市事務報告書（ごみ対策課）

28-2 ごみの安定処理

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値(年度)	目標値(年度)
●クリーンセンター機能の再編	総資源化率※	44.5%	46.0%
●クリーンセンター機能の移転		(H23)	(H30)

ふじみ衛生組合（構成市：調布市・三鷹市）が事業主体となって整備を進めてきた新ごみ処理施設（クリーンプラザふじみ）が平成 25 年度から稼働し、調布市の可燃ごみが処理されています。

調布市のリサイクル率は全国的にも上位となっていますが、近年は市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量と同様横ばいで推移しています。可燃ごみの中にはリサイクル可能な紙類、プラスチック類、布類が多く含まれていることから、これらをさらに分別し資源化していくことが課題です。

資源循環型社会の実現に向け、最終処分場（日の出町）や、新ごみ処理施設（クリーンプラザふじみ）周辺の環境保全の観点からも更なるごみの減量、資源化を推進する必要があります。

クリーンセンター機能の再編により、再利用と資源化を推進し、ごみの長期的な安定処理を図る必要があります。

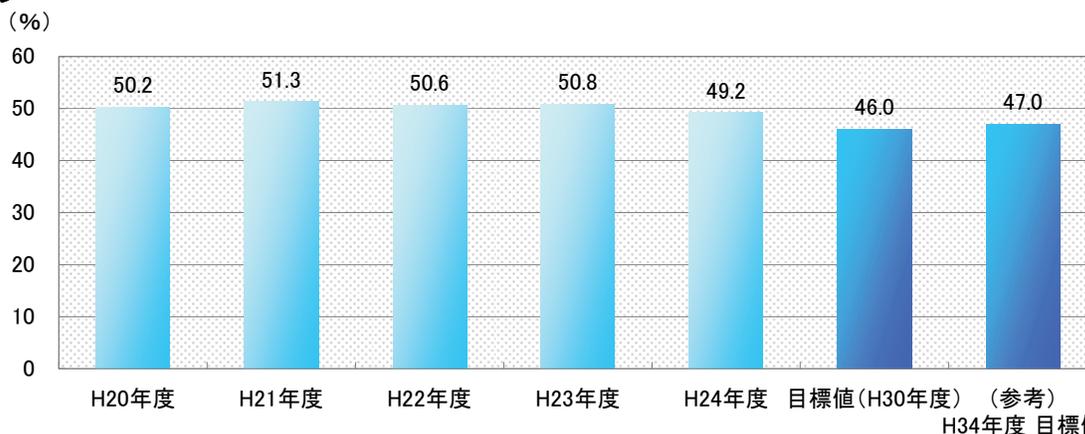
※総資源化率 = (資源物収集量 + 中間処理施設資源化量 + 集団回収量) ÷ ごみ総排出量で算出。

リサイクルセンターからのプラスチック類等の処理残渣は、市外でエネルギー回収を行ってきました。クリーンプラザふじみ稼働後は、環境負荷低減等の観点からクリーンプラザふじみにてエネルギー回収を行っています。このため、資源化方法の違いによって、総資源化率は低下する見込みです。

◆【まちづくり指標】総資源化率※

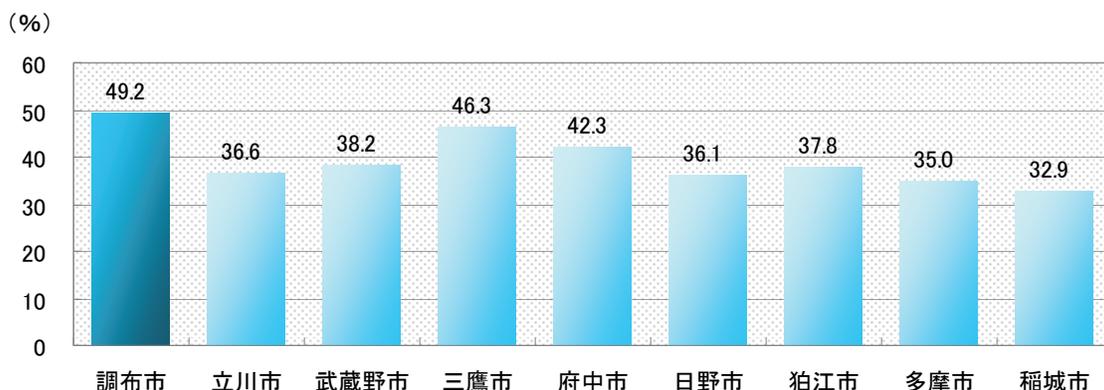
平成 23 年度までは 50%以上を維持してきましたが、平成 24 年度は 50%を割り込みました

推移



資料：調布市事務報告書（ごみ対策課）

平成 24 年度比較



資料：公益財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査（平成 24 年度）」

28-3 ごみの適正処理

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
<ul style="list-style-type: none"> ●排出指導の充実 ●不法投棄対策の充実 ●資源物持ち去り禁止条例の制定・運用 ●適正処理の確保 	最終処分（埋立）量	0 (H23)	0 (H30)

東京たま広域資源循環組合のエコセメント事業[※]の開始により、調布市では平成 20 年度以降最終処分（埋立）ゼロを維持しています。

一方、市内では空き缶、ペットボトル等のポイ捨てや不要家電製品等の不法投棄が増加傾向にある他、古紙を中心とした資源物の持ち去りの発生も問題となっています。

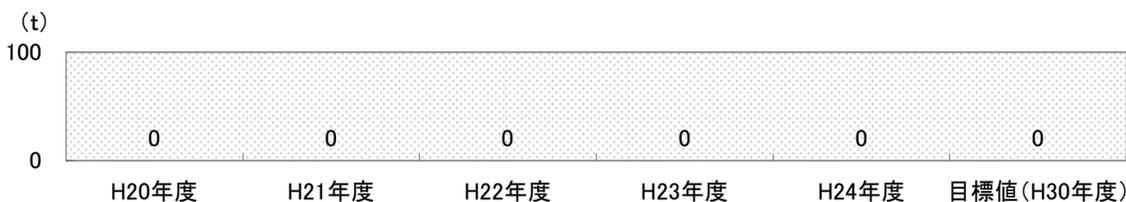
分別排出の適正化を図るとともに、再資源化を目的に排出された古紙などの資源物の無断持ち去りの取り締まりや不法投棄対策を講じることにより、より一層のごみの適正処理に努める必要があります。

※エコセメント事業：東京たま広域資源循環組合が実施している、可燃ごみ等を清掃工場で焼却した際に発生する灰をセメントにする事業

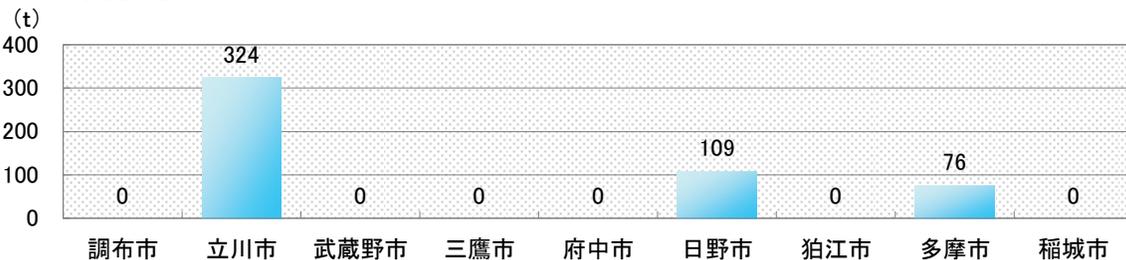
◆【まちづくり指標】最終処分（埋立）量

東京たまエコセメント事業開始により、平成 20 年度以降最終処分（埋立）ゼロを維持しています
近隣自治体の多くも、最終処分（埋立）がゼロとなっています

推移



平成 24 年度比較



資料：東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査（平成 24 年度）」

施策 29 生活環境の保全

対象	市民, 事業者	意図	安心して暮らせる環境を維持することができる
施策の方向	生活環境被害の防止対策, まちの美化活動, 路上喫煙対策, 下水道の機能確保などについて, 市民, 地域, 事業者, 市がそれぞれの役割に応じた取組を進め, 市民が安心して暮らすことができる環境の維持を図ります。		
基本的取組の体系	29-1	生活環境の維持向上	
	29-2	美化活動の推進	
	29-3	下水道事業の推進	

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故によって, 市民の放射能に対する不安は依然として続いており, 子どもが利用する施設(小学校, 保育園など)における空間放射線量を定期的に測定し, 測定結果を公表するなど, 市民の不安の軽減に努める必要があります。また, 低周波音, PM2.5*による大気汚染など新たな公害や汚染物質に関連する情報収集や情報提供などの対応が求められています。

下水道は, 大規模地震に備えるための下水道施設の耐震化, 大雨に対する浸水対策, 施設の老朽化対策など, 維持管理の重要性が高まっています。

※PM2.5: 大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ (マイクロメートル, $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1) 以下の小さな粒子のことで, 従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM: $10\mu\text{m}$ 以下の粒子) よりも小さな粒子。非常に小さいため (髪の毛の太さの $1/30$ 程度), 肺の奥深くまで入りやすく, 呼吸系への影響に加え, 循環器系への影響が心配されている。

29-1 生活環境の維持向上

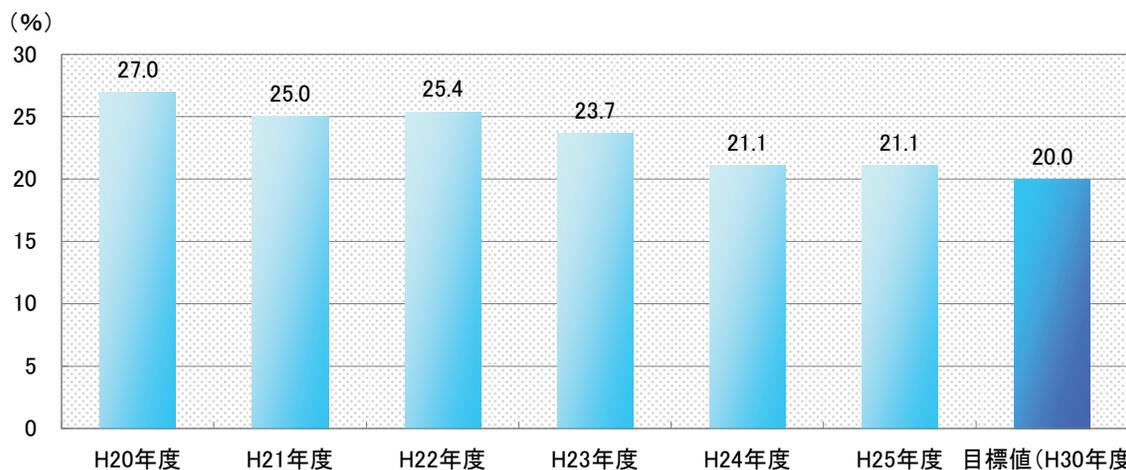
基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値 (年度)	目標値 (年度)
●情報提供の推進と意識啓発			
●公害等の防止対策の推進	騒音や悪臭などの公害対策について不満を感じる市民の割合	21.1% (H24)	20.0% (H30)
●放射能への対応			

平成 24 年度における調布市内の公害に関する通報や意見・要望受付件数は 108 件であり, その内訳では, 騒音が 42 件で最も多く, 大気汚染が 23 件でこれに次いでいます。道路交通騒音や大気汚染物質の多くは環境基準を達成しており, 少しずつ数値が改善されつつあります。それに伴い, 騒音や大気汚染に関する苦情も減少傾向にあります。近年では他に近隣間の生活騒音, 樹木の枝葉の越境, ペットの鳴き声やふん等の市民生活に起因する生活トラブルについての相談が増加傾向にあります。

市では市内の公共施設のうち, 子どもが利用する施設(小学校, 保育園など)における空間放射線量を測定し, 月 1 回ホームページで測定結果を公表しているほか, 市内保育園や小・中学校における給食の主な食材やプールの放射性物質を測定し, 定期的に測定結果を公表するなど市民の不安の軽減に努めています。

◆【まちづくり指標】騒音や悪臭などの公害対策について不満を感じる市民の割合

大気汚染物質や騒音が環境基準を達成しつつあることから、公害対策についての不満は平成 23 年度以降減少しています

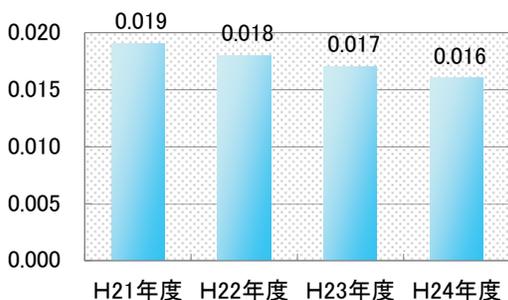


資料：調布市民意識調査

◆大気汚染測定結果

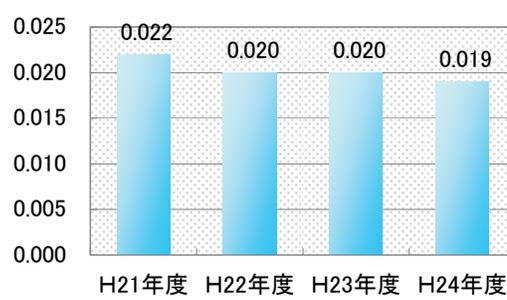
二酸化窒素 (NO₂) や浮遊粒子状物質 (SPM) は環境基準を達成し、値も減少傾向を示しています
オキシダント (O_x) は環境基準を達成できておらず、値も横ばいです

二酸化窒素 (NO₂)
(ppm)



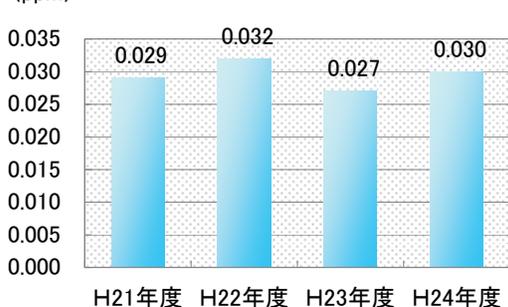
※年平均値を記載
環境基準は1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

浮遊粒子状物質 (SPM)
(mg/m³)



※年平均値を記載
環境基準は1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

オキシダント※ (O_x)
(ppm)



※年平均値を記載
環境基準は1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：東京都ホームページ「大気汚染測定結果」

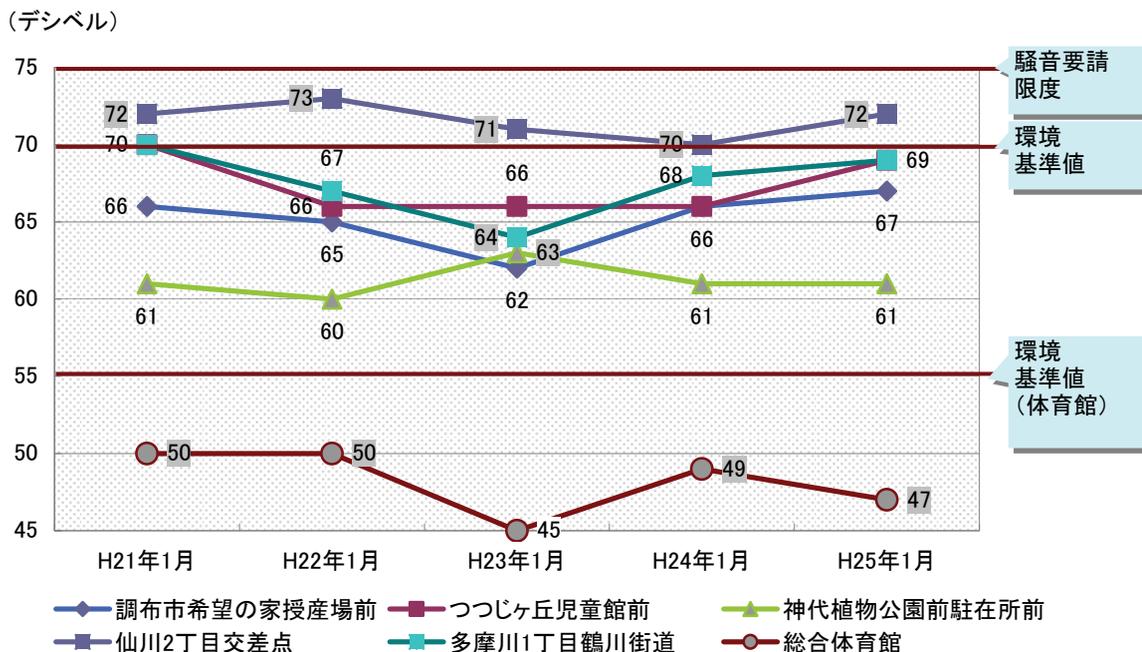
※環境基本法により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準が定められている物質のうち、東京都の測定局（都立農業高等学校神代農場に設置）で測定されている3物質について測定結果を記載

※オキシダント：光化学オキシダントともいい、工場の煙や自動車の排出ガスなどの窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線により光化学反応を起こすことで、有害な物質が生成される。この物質によるスモッグを光化学スモッグといい、目がチカチカしたりのどが痛くなったりすることがある。また、光化学オキシダントとは、オゾン (O₃) を主体とする酸化性物質、パーオキシアセチルナイトレート、アルデヒド等の総称である。

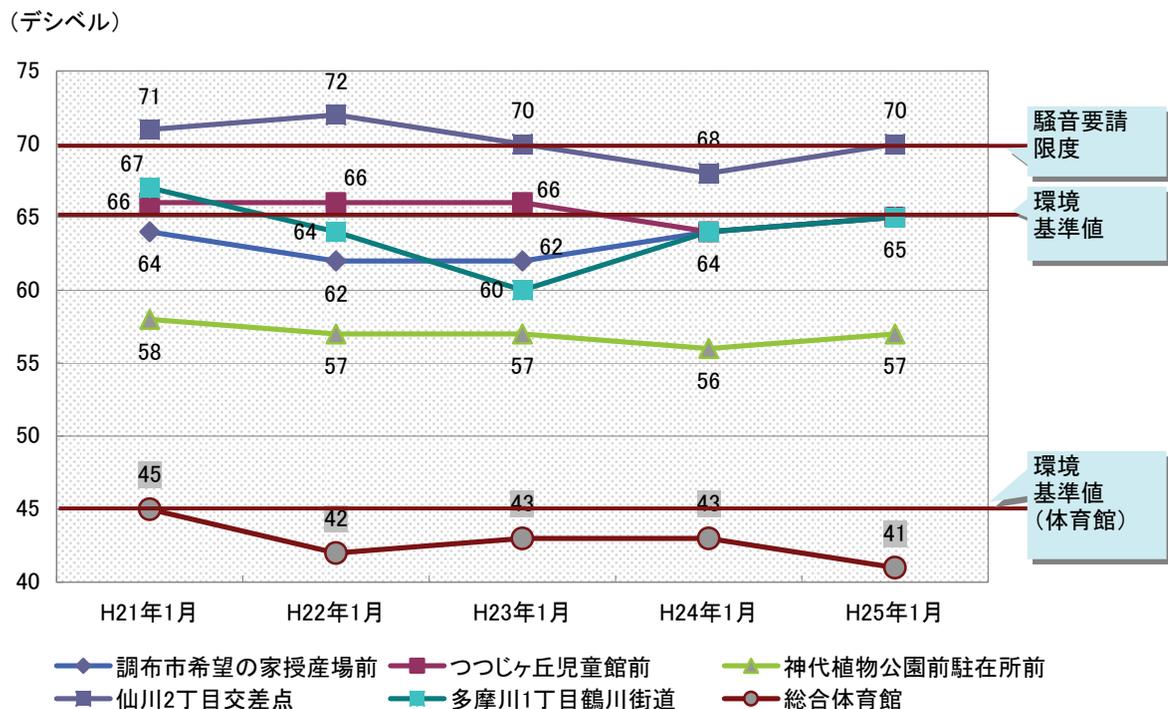
◆道路交通騒音状況

平成 25 年は、昼間・夜間とも、6 地点中 5 地点で環境基準値*以下の騒音となっていますが、1 地点では夜間に騒音要請限度*に達しています

昼間



夜間



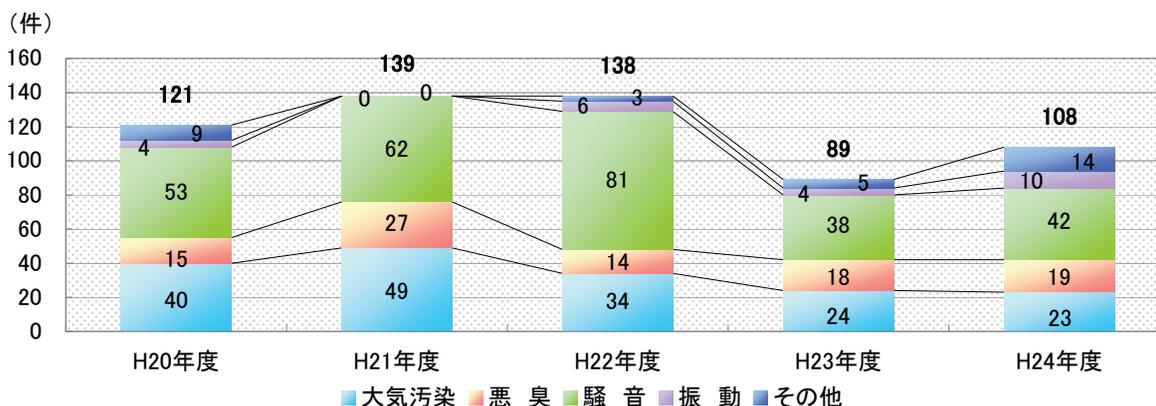
資料：調布市事務報告書（環境政策課）

※環境基準値：環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準で、地域の類型や時間区分ごとに設定されている。

※騒音要請限度：環境省令で定める自動車騒音の限度で、この値を超えた場合、区市町村長は東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執ることを要請することができ、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べるができる。

◆公害に対する苦情件数

大気汚染物質や騒音が環境基準を達成しつつあることから、大気汚染や騒音に関する苦情は、平成23年度以降減少がみられます



資料：調布市事務報告書（環境政策課）

29-2 美化活動の推進

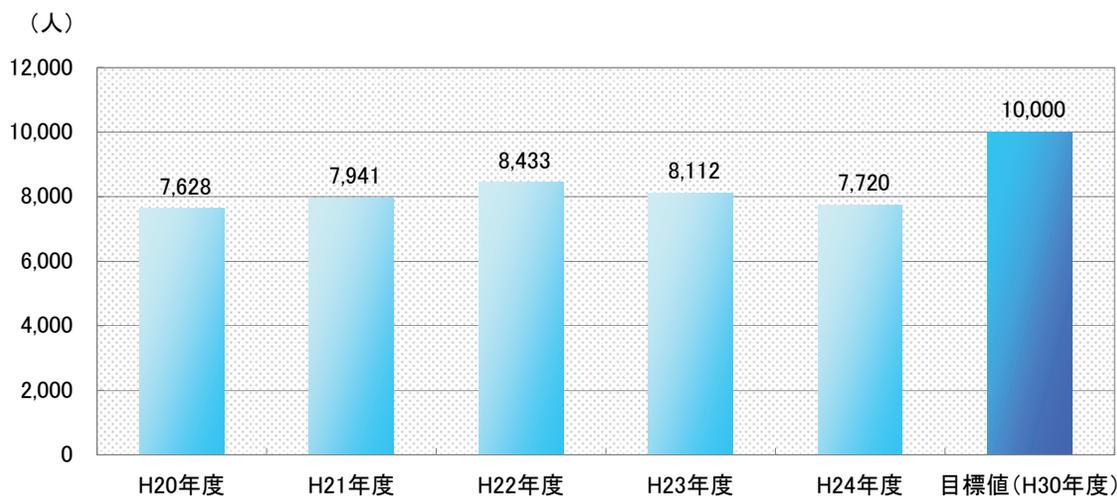
基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●まちの美化の推進	美化活動に参加した市民の数	8,112人	10,000人
●路上喫煙防止の推進		(H23)	(H30)

調布市では、調布市都市美化の推進に関する条例に基づき、まちの環境美化活動を推進しています。特に、美化を推進する必要がある、かつ、地域の方々の美化意識が高く、積極的な美化活動を進めている地区を「美化推進重点地区」に指定しており、各地区とも地元自治会や商店会、事業者により、定期的な清掃活動や花壇の整備などが実施されています。美化活動には毎年 8,000 人前後の市民が参加していますが、近年は参加者数が伸び悩んでおり、より多くの市民に参加頂けるよう支援していくことが求められています。

調布市でも喫煙マナーアップキャンペーンやパトロールを実施していますが、さらに、受動喫煙防止の観点を含め、総合的な取組を推進していく必要があります。

◆【まちづくり指標】美化活動に参加した市民の数

毎年 8,000 人前後の市民が参加していますが、近年は参加者数が伸び悩んでいます



資料：環境政策課

29-3 下水道事業の推進

基本計画における基本的取組の主な内容	まちづくり指標 ※指標の数値は基本計画策定時のもの		
	まちづくり指標	現状値（年度）	目標値（年度）
●豊かな自然環境を守る下水道事業の推進	管路の長寿命化対策工事済延長	0m	19,200m
●持続可能で効率的な下水道事業の推進		(H23)	(H30)
●広域連携の取組の継続			

東京都が平成25年に策定した下水道事業経営計画では、老朽化した下水道管の再構築及び施設の耐震化のスピードアップ、省エネルギー化と水質改善の両立などが掲げられています。

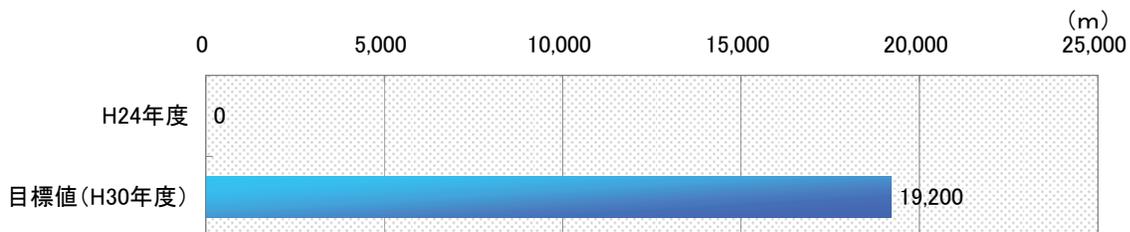
市の下水道施設は、敷設後30年を経過している管渠が全体の約7割を占め、老朽化や耐震性に課題があります。このため、老朽化した下水道施設の改築・更新などの長寿命化や、耐震化について、平成22年度に策定した調布市下水道総合計画に基づき、計画的に推進する必要があります。

また、市内下水道の約9割の収集方式は、汚水と雨水を同じ管路で流す合流式*であり、降雨状況によっては汚濁負荷の高い汚水まじりの雨水が河川に放流される場合もあり、課題の一つとなっています。市では現在、ごみなどが川に流れないように施設の改善を図るとともに、雨水浸透施設の設置により河川の治水対策、地下水の涵養等を図っており、引き続きこれらの対策を進めていく必要があります。

※合流式：下水道の方式のうち、汚水と雨水を同じ管渠で収集する方式で、調布市で主として採用している。汚水管と雨水管との競合がなく1系統ですむので、比較的浅い位置に埋設でき、施工期間も短く安価となる、狭い道路でも施工が比較的容易といった特徴がある。一方、雨天時に一定量を超える雨水が排水された場合には、雨水吐きから合流管で収集している汚濁負荷の高い汚水混じりの雨水が公共用水域へ放流される場合もあり、河川や海等の水質汚濁を引き起こすことから課題となっている。

◆【まちづくり指標】管路の長寿命化対策工事済延長

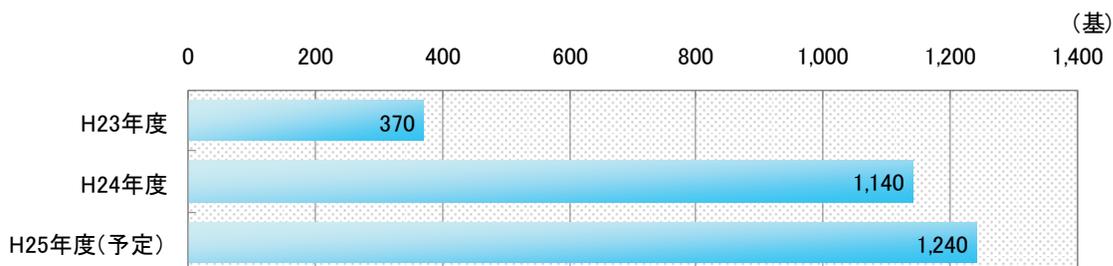
平成27年以降長寿命化工事を実施予定です



資料：下水道課

◆雨水浸透施設の設置状況（累計）

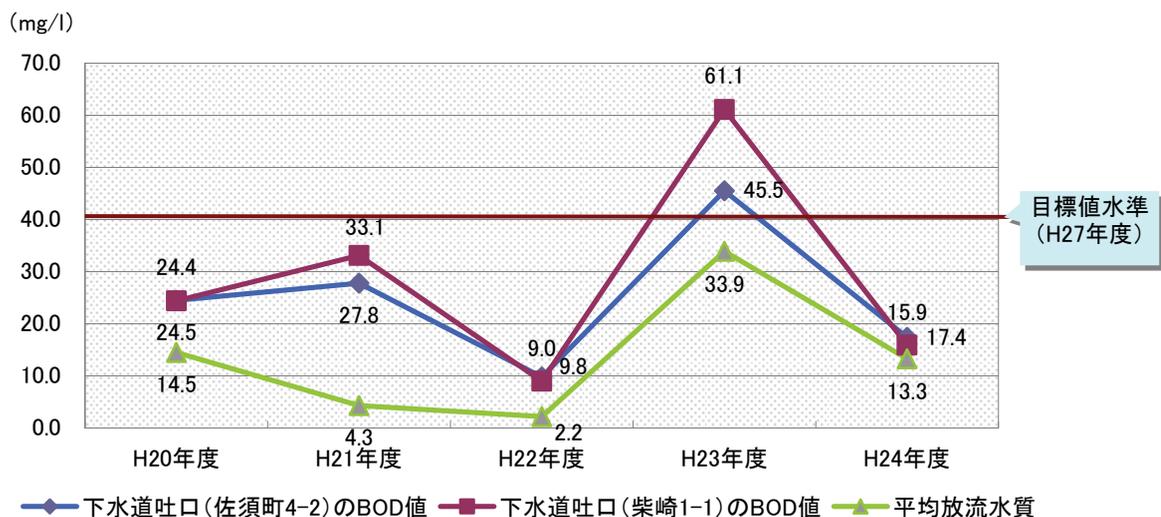
平成25年度までに市道を中心に1,240基を整備し、合流式下水道の水質改善を実施しています



資料：下水道課

◆処理場を含む各吐口からの放流水の BOD*値

平成 23 年度のみ目標値水準を超える BOD が検出されたものの、他の年次ではすべて目標値以下となっており、良好な水質を確保し続けています



資料: 未来へつなぐ調布の環境～平成 24 年度環境年次報告書～

※BOD: Biochemical Oxygen Demand の略称。溶存酸素 (DO) が十分ある中で、水中の有機物が好気性微生物により分解されるときに消費される酸素の量のことをいい、普通 20℃で 5 日間暗所で培養したときの消費量を指す。有機物汚染のおおよその指標になる。

Column

【都】東京の現在を支え、未来を創る下水道事業—東京都下水道事業経営計画 2013 (平成 25 年 2 月)

・急増する老朽化施設への対応、高度防災都市づくりへの貢献、河川や海の水質改善、省エネルギー化や地球温暖化対策の推進等の下水道事業への要請があるなかで、2つのポイントから下水道事業に取り組む。

<ポイント>

- (1) お客様の安全・安心を支える施策のスピードアップ
 - ・老朽化した下水道管の再構築を約 2 倍にスピードアップ (400 ヘクタール→700 ヘクタール/年)
 - ・最大級の地震動・津波に対する施設の耐震化・耐水化を 2019 年度までに完了
- (2) 省エネルギー化と水質改善の両立
 - ・電力使用量を増やさず、より水質を改善できる準高度処理を早期に導入
 - ・新技術による省エネルギー化や NaS 電池などによるエネルギーの有効活用